

李滂と白堅（再補）

高田時雄

李盛鐸の第十子で、日本人横溝菊子を母とする李滂が、古物ブローカーであった白堅の斡旋によって、一九三五年に李盛鐸が所蔵していた敦煌寫本を舉げて日本に賣却した経緯は、本誌第一號に詳しく述べておいた¹。しかし李滂の経歴については不明な點が多く、とりわけ大戦後の動向に関しては全く分からなかった。

ところが二〇一〇年十二月、偶々筆者の北京滞在中に、金融時報社の艾俊川氏から同氏所蔵の李滂関係資料一括（以下「李滂文書」と稱する）の借覽を許され、それによって李滂の生涯について多くの新たな情報を得ることができた²。該資料の内容は李滂の著作、書信、日記などであるが、ほとんどがまったく整理を経ない草稿の類であって、反故といってもよいほどである。當然まとまったものは数少ない。しかしその中に李滂自身が一九四八年に書いたと思われる履歷書（下掲圖1）が含まれていて、それにより極めて興味深い事実を知ることが出来るのである。再補としてここに紹介する所以である。

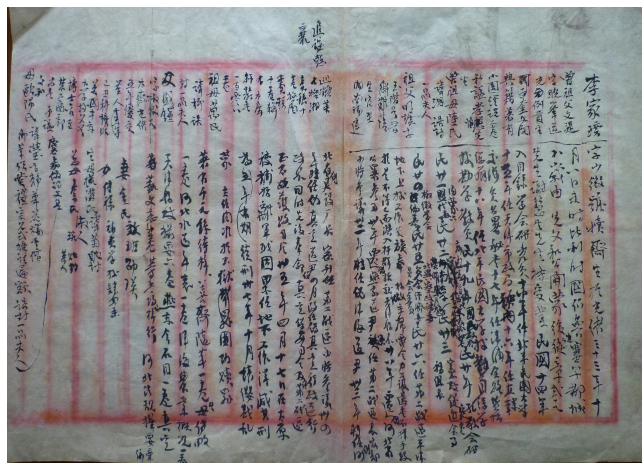


圖 1: 李滂履歷書

¹ 「李滂と白堅——李盛鐸舊藏敦煌寫本日本流入の背景」『敦煌寫本研究年報』創刊號（2007年3月）1-26頁。

² 艾俊川氏と相知ったのは、もと友人王丁氏の紹介である。今回貴重な所蔵資料を提供していただいた艾氏に對し満腔の感謝を捧げるとともに、王丁氏にもこの場を借りて謝意を表明したい。

まずはその履歷書を以下に逐録しておこう³。

李滂，字少微，號犢齋，生於光緒三十三年（1907）十月八日未時比利時國伯魯塞爾都城。八歲由先父和公開蒙，後從章式之先生、謝慧生先生持受業。民國十四年（1925）入目錄學會研究員，十五年任天津市政局秘書，十六年任直隸交涉員公署秘書，十七年任津浦全路貨物總辦，十八年任北平民國大學校目錄學校勸學教員，民十九年國民政府（…中略…）秘書，民廿年孔教會研究員，民廿一內蒙六盟代教，民廿二河南大學作□月遊，民廿三憲政促進會事務組長，民廿四椒微學會編纂，民廿五冀察政務委員會經濟委員會委員，民廿六任第二戰區平津地下上校工作員，旋奉林故主席電令，力護遺書，不擇手段，於是不得已而潛入，扞群抬就偽天津縣長。廿八年遷偽河北省公署參事，卅年遷偽燕京道尹，實任第二戰區長友部少將參議，卅二年轉任偽津海道尹，卅三年轉任偽河北省建設廠長，密升任第二戰區中將參議，卅四年轉任偽真定道尹，四月改任偽真真定行政區行政長，同時先後奉命任偽真定保安司令及任第二戰區石太護路司令，卅五年四月十七日在太原被捕，始離軍職，因累任地下工作得減其刑，爲期五年徒刑，卅七年十月靖僂戡亂，蒙主任閣准於出獄，圖功贖罪。

著書《千元錄》待梓，《八喜齋隨筆》一卷、《母傳略》一卷、《河北水道年表》一卷、《津海農業概況》一卷、《天津縣政撮要》六卷、《燕京金石目》一卷、《真定藝文志》一卷等書，均梓行。《河北法規擇要彙編》⁴。

形式どおり最初に生年月日及び出生地が記される。すなわち李滂は光緒三十三年（1907）十月八日の未時（午後二時）に、父の赴任地である比利時（ベルギー）國の首都伯魯塞爾（ブリュッセル）で生まれた。李滂文書中にはまた『鄴亭憶舊錄』（書き出しのみ七行の斷片）があり（圖2）、そこでも「予於光緒三十三年歲在丁未十月初八日未時（公曆一千九百零七年十一月十二日）生于比國使署，日本橫溝氏出」と詳しく書き記している。この生年月日や出生地はこれまでも既に知られていた。

しかしこの履歷書にはこれまで知られなかった多數の事柄が書かれている。そこで以下、上の逐録の繰り返しになる嫌いはあるが、李滂の述べるところを順次見ていくことにしよう。

李滂は物心つくとまず父親の李盛鐸について文字を習った。和公というのは李

³この履歷書も草稿であると思われる、抹消や補筆が多い。判讀不明の文字は□で標示した。また小字で示した「偽」は後から書き加えられたものである。上欄には李家の系譜を、曾祖父の文滉及び曾祖母陸氏、祖父の明輝及び祖母萬氏、父の盛鐸及び母歐陽氏について、字號、官職、著作などを列挙し、履歷書本體及び著作一覽の末尾には李滂自身の妻金氏及び女の名、生母橫溝氏、慈母秦氏の名が挙げられているが、ここでは省略する。

⁴最後の一書は後から補入したもの。

盛鐸の諡號が文和公だったことによる。清朝は亡んですでに久しく、世間でも李盛鐸をこのように稱することは稀である。李滂が殊更に家父をこう稱したのには、やはりこの人物に特有の保守的な心情が籠められていると思わざるを得ない。

次いで、章式之を師として學んだ。章式之は本名章鈺（1865-1937）で、蘇州の人。光緒二十九年の進士で、辛亥以後は天津に僑居したというから、この人に就いたというのは確かであろう。章鈺はまた校勘學者でもあった。「少微先生幼承家學、性好讀書、尤精目錄版本之學」⁵とあるように、李滂が後年この方面に進んだについては、父李盛鐸の涵養によるところが大きいであろうが、この人の影響もあったものと推測される。次に挙げる謝持（1876-1939）、字は慧生は國民黨西山會議派の大物だが、蔣介石の登場後は次第に影響力を失い、天津の租界に住んだこともある。その頃に就學したものであろうか。

民國十四年に目錄學會に入ったとあり、李滂がすでに十代からこの方面に強い關心を有していたことがわかるが、一方で強い自負の念も込められているように見える。職歴は民國十五年（二十歳）に天津市政局秘書となったのを皮切りに、十六年（二十一歳）に直隸交渉員公署秘書、十七年（二十二歳）に津浦全路貨物總辦、十八年（二十三歳）に北平民國大學校の目錄學校勘學教員となり、十九年（二十四歳）に國民政府の某部署⁶の秘書となっている。民國大學の教員であったことはこれまでもすでに知られていたが、その他の経歴は今回初めて知る事柄である。

次いで、民國二十年（二十五歳）に孔教會の研究員、同二十一年（二十六歳）に内蒙六盟代教、二十二年（二十七歳）には河南大學に招かれ講義を行った。二十三年（二十八歳）には憲政促進會事務組長、二十四年（二十九歳）には椒微學會の編纂をつとめた。孔教會は清朝の遺老を中心とする復古的な團體で、その研究員になったというのは父李盛鐸の影響が大きいであろう。椒微學會がどれほどの活動を行ったものかは不明だが、李盛鐸を領袖に仰いだ團體であったろうことは云うまでもない。六盟というのは清朝時代に施行された内モンゴルの行政組織で、その下に四十九旗が屬していた。代教というのが代理教師のことだとすれば、一時にもせ

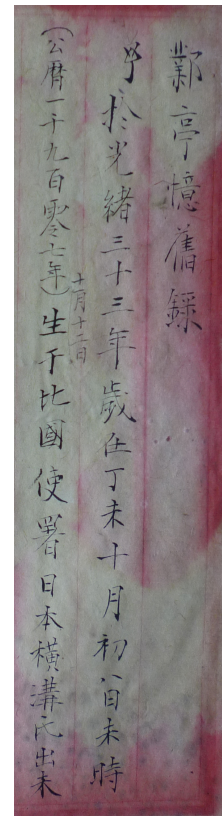


圖 2: 鄴亭憶舊錄 (部分)

⁵李少微講「近世藏書家概略」の首に載せる邵次公による紹介辭。『進徳月刊』第2卷第9期（1937）、123頁。なおこの文獻は中國國家圖書館（現北京大學古代史研究中心圖書室）の史睿氏の好意により入手し得た。ここに記して感謝したい。

⁶この前後、文字が読み取れない。

よ李滂は内モンゴルに赴任したことになる。河南大學は開封にあり、この數年前に省立河南中山大學を改稱して、省立河南大學となっていた。當時國文系主任であった邵瑞彭（字は次公、1887-1937）の招きに應じたものである。履歷書では、月の前の字がよく読み取れないが、そう長い期間ではなかったと想像される。この時の講義「近世藏書家概略」は後に公刊されている⁷。教職に従事する一方で、憲政促進會に關與するなど、早くから政治の世界にも足を踏み入れていたことが窺われる。このあたり原則として毎年一つの職歴を書き込んであるが、必ずしも一年ごとに職を變えたというのではなく、それぞれの就任の年を挙げたものと思われる。したがって、時には學會會員、時には官職、時には教職など、その種類は區々である。

民國二十五年（三十歲）に冀察政務委員會經濟委員會委員となったのは、おそらくそういった志向の延長線上にあるものと考えられる。冀察政務委員會とは言うまでもなく日本の壓力によって華北に設けられた行政機關であり、その委員に就任したことはその後の李滂の命運を決定づけることとなった。翌二十六年（三十一歲）に「第二戰區平津地下上校工作員となり、ついで林故主席の電令を奉じ、力めて遺書を保護するために、手段を擇ばなかった。そこでやむをえず（敵方に？）潜入した」とあるのは筆者には何か遁辭のようにも聞こえるが、実際には一體何を指しているのであろうか。林故主席というのはおそらく林世則（1894-1937）であろう。同じく冀察政務委員會で樞要の地位にあった人物である。地下工作員というのは、第二戰區そのものが國民黨の設定した抗日戰爭の戰區であるから、やはり國民黨の工作員という意味であろう。またやや唐突な「遺書の保護」という目的は、あるいは李家の藏書のことをいうものであろうか。李滂は一九四〇年に李家の藏書を擧げて當時のいわゆる偽北京大學に賣却したことはよく知られた事實である。いずれにせよ李滂はこの年に天津縣長の任に就いた。以下、李滂自身がこの履歷書で主張するのは、國民黨の地下工作員として敵方に潜入し、詐って敵方の官職に就いていたということである。

かくして二十八年（三十三歲）に河北省公署參事に異動、三十年（三十四歲）には燕京道尹に異動となり、實際には第二戰區長たる友軍の少將參議であったという。さらに三十二年（三十六歲）には津海道尹に轉じ、三十三年（三十二歲）に河北省建設廠長となり、（國民政府側の職務としては）密かに第二戰區中將參議に昇任した。三十四年（三十八歲）眞定道尹に昇任、その四月に改めて眞定行政區行政長に任じ、また前後して命を奉じ眞定保安司令及び第二戰區石太護路司令に任じたという。これら戰時中の官歴のうち、天津縣長（知事）や燕京道尹などはこれまですでに知ら

⁷ 『進徳月刊』第2卷第9期（1937年5月）及び第10期（1937年6月）。

れていたが、其の他大部分の経歴はこの履歴書により新たに判明するものである。

このように、戦時中、敵方の官職に就いていたため、民國三十五年四月十七日（三十九歳）、太原において逮捕、五年の徒刑を宣告されて服役した。この時期、地下工作員として敵方に潜入していたとするなら、なぜ罪に問われたのかがよく分からない。李滂をして斯くの如き書き方を餘儀なくせしめたについては、この履歴書が何のために、そして何處に提出するために書かれたかという点を想像してみるほかにはなさそうである。

その後、三十七年（1948）十月（四十二歳）「靖僂戡亂」を理由に出獄したという。要するに國共内戦の情勢が切迫してきたために、満期を待たずに放免されたものと想像される。服役期間は二年半、ちょうど半分程度で出所したことになる。李滂の戦中の経歴を以てすれば、おそらく戦後はその責任を追及されたであろうことは想像されたが、果たせるかな逮捕服役していたことがこの履歴書から明白となった。また刑期半ばにして釋放されていたことも全く新しい知見である。残念ながら、この履歴書は釋放までしか書かれていないため、當時四十二歳の李滂がその後どのような人生を歩んだのかは、相変わらず不明である。もっとも分かったところで、あまり意味はないかも知れない。

李滂文書中には履歴書とは別に『東行棧録』というものがある（圖3）。李滂の日本旅行を記録した日記で、庚辰九月十九日から廿八日までの部分を存している。庚申年は一九四〇年で、この年の十月に至って李滂はようやく生母の國を訪問し、母の墓參も済ませることが出来たのである。この日記は、李滂がまだ中國で出發準備を行っているところまでしか残されていないが、これまで僅かに傳聞としてしか知られなかった李滂の日本渡航時期がこの材料によって明らかとなる。もし日本滞在中の日記が残されていたならば、相應に興味深い記事が見られたと思われるが、残念ながらそれは叶わない。

ただこの日記を通じて幾つか分かる事柄もある。それは李滂が妻を帯同していたこと、そしてその名が金穰であったことである。九月十九日、李滂は天津から北京に行って、華北政務委員會の委員長王揖唐ほかの要人を表敬訪問するとともに、旅行證明書の手続きを行い、また東方文化委員會の橋川時雄や董康といった學者たちを訪問している。二十日も同じく表敬訪問のほか、七兄、八兄など親族の家で食事をしたりしている。二十一日には傅增湘を訪問して、近刻の《藏園群書題跋續記》を貰った。以後、連日こうした記載が続くが、煩を避けてすべ

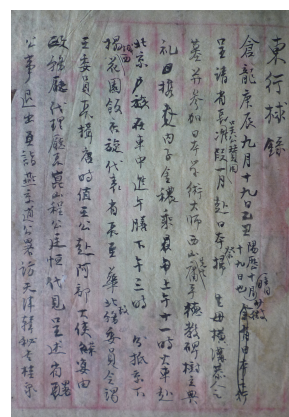


圖 3: 東行棧録

て省略する。原文を文末に附載したので、ご覧頂きたい。夫妻は二十三日に天津に戻った。少しく旅行證明書の交付にとまどり、出発の日取りの變更を再三餘儀なくされたが、結局二十九日の出発に決定した。二十七日には父を葬った義園に参り、このたびの東行を報告した。現在残る日記はそこで終わっている。

李滂の日本渡航は生母の墓参を目的としたものだが、別に「日本學術大師」西山庸平を讃える徳教碑の建立式典に参加するという目的があった。おそらく公式にはこちらのほうが主たる用務であり、その公務出張の機会に生母横溝氏の墓参りをしたものであろう。もちろん李滂にとっては墓参のほうが重要であったのは云うまでもない。西山庸平（1872-1939）は四國高知の人で、長く小學校の校長を務め、デューイの理論に基づく西山式學習指導法を開發實施した。教育學關係の著作が多數あり、李滂渡航の前年、昭和十四年十二月九日に死去している。華北政務委員會委員長の王揖唐は“行修名立”と書いた匾額を揮毫して、李滂に託した。その背景にどういった事情があったのかを、筆者は知らない。

また李滂はこの時の旅行記を『扶桑警觀球錄』として出版したらしく⁸、その序文が残っている。それは以下の通りである。

扶桑警觀球錄序

先文和公薨後四年，歲次庚辰十月之初，少微呈請省長吳公給假一月，整裝東行，展掃生母橫溝恭人之墓。彼邦名儒時彥來與辱交，復幸舊刊名鈔秘冊得一閱覽，記其大概，勒而成編，厘為二卷，命曰《扶桑警觀球錄》，付於聚珍印行，用代鈔胥以贈同好，兼誌鴻爪。禹域絕續之交文物久矣，屢棄殆盡，遠涉重洋，觀光三島人文之盛，嘆為觀止。中日同文提携，似難緩圖云爾。

孔子紀元二千〇〇年倉龍辛巳正月中浣五日河北省公署參事大興李少微序於保陽延壽寺右寓居。

以上、簡単ながら李盛鐸第十子李滂の身世について、李滂文書により若干の新たな知見を加えることが出来たように思う。先に草した一文の補いともなれば幸いである。

【附録】東行球錄

倉龍庚辰（1940）九月十九日乙丑⁹（陽曆十月十九日也），晴。少微呈請省長吳公贊周

⁸実際に出版されたかどうかは不明。筆者自身は見る事が出来なかった。

⁹この年九月十九日は乙丑でなく乙未、乙丑なら十月十九日となる。思うに、この年の陰曆九月一日は偶々陽曆の十月一日に当たっていたため、干支を数えるのに誤って十月の曆を用いたものかと推測する。

准段一月赴日本祭掃生母橫溝恭人之墓，并參加日本學術大師西山先生庸平德教碑樹立典禮，携内子金穠乘上午十一時火車赴北京，在車中進午膳，下午三時一分抵京下榻城西花園飯店，旋代表省長至華北政務委員會謁王委員長揖唐，時值王公赴阿部大使茶宴，由政務廳代理廳長崑山程公廷恆代見，呈述省署公事退出。詣燕京道公署訪天津韓秘書桂泉託其携省署公文往日本使館及滿洲通商代表處加蓋旅行證明書關防以便往還。復往（*欄外に挿入されたもの：東方文化委員會訪橋川子雍兄時雄，告其石門特務機關長石田中佐對鉅鹿縣發掘大物事囑其約日考古家前往開辦云。伊言對先文和公生前瑣記，從其日記錄出，已成鉅冊，將來刊行，其意殊可感也。）宣南武進董綬金年伯處辭行，談甚久。近日董年伯有《毘陵董氏彙刻詞集》之舉。又往常熟沈公職公處辭行，旋至七兄處晚飯，歸旅館已夜半矣。閱日本法典。

九月二十日丙寅，沉陰，着重棉猶寒也。往七兄處午飯，謁南長街森岡長官邸，值其公出，留名刺辭行，又往謁吾鄉鈕公傳善，談甚久，又至八兄處，旋回七兄處，晚携内子及棧姪往西單半畝園食羊肉，飯後至姊丈章子怡處長談。姊丈對防共問題頗有深究，當前最要之舉也。步歸旅舍，程公廷恆來訪三次，均值相左，歉甚。閱明袁中道《遊居柿錄》。

九月二十一日丁卯，晴，仍寒。訪江安傅沅叔尚書。增湘尚書以近刻自著《藏園群書題跋續記》六卷見貽。晚赴殷亦鼓邸中公聚、孝感盛朱廳長兆熊之宴，旋至八兄處，兄嫂宴我夫婦也，歸已夜半。閱《藏園題跋》。新民會金爾功來，值余出門未晤。

九月二十一日¹⁰戊辰，晴。晨九時程公廷恆來言王委員長知余赴日參加西山先生德教碑樹立典禮，王公贈其匾額一方，囑余携往云。晚鈕公及其謝夫人在其家宴我夫婦，歸已十時矣。閱董年伯所著之《書舶庸談》。

九月二十二日戊辰，晴。寧晉王令啟文來，未見談。職公處晤朱廳長兆熊、加藤先生正義，旋與朱公往市樓薄酌，即歸。椿姪來言韓秘書囑其告余先赴天津，旅行證備妥寄津。余即整裝定明晨啟程，後至職公處辭行，至七兄處晚飯歸。

九月二十三日己巳，晴。携内子乘十時三十五分火車，下午一時車抵津，乘車至須磨街寓所。七兄來津已一周矣，旋與七兄往訪橫山大弟初美談赴日諸事，又訪加藤師，不值。詣李鶴仙兄，坐半時即歸。估人賈姪携宋本《友林乙稿》求售，索值太昂，還之。

九月二十四日庚午，晴。加藤師來談。武清穆蓋忱秘書、儀徵方孝吾科長來談縣事，

¹⁰もと二十二日と書かれていたものを李滂が自身で訂正。これ以降二十六日まですべて訂正したものに據る。すると二十一日の記事は重複していることになるが、書かれた内容は、同日のこととすれば不可解である。何れの日に懸けるべきか検討の餘地あり。

交代諸事，均已清楚，迺是外來之功也。午後往河東抱一龕訪門協先生商量東行諸事。原定念六啟程，後改十一月二日，現又定本月廿九。歸作書，分致程參事及韓秘書催取旅行證書。命孟僕憲章往京投送，倘不果廿九行期，又不能成行。晚間作日記五頁。得省署秘書謝四石書，并將橫山大弟電報催余來津。

九月二十五日辛未，晴。得程參事信，寄來旅行證，接孟僕自北京電話言程公代辦旅行證已郵寄津矣。往豐太公司晤加藤師及橫山商洽赴日諸事，携內子往市購置旅行諸物。晚飯後□潤張太世丈志澂派車接往其寓，告余明日赴保就財政廠長任，歸已深夜矣。得程參事書，附來王委員長贈西山公匾額一方，文曰“行修名立”。

九月二十六日辛未，晴。往橫山及王相六法師，均值公出不晤。又往山陰周孝懷，疊訪建德周公孫暹，談片刻辭歸。晚周孝老宴門協先生招余往陪同座，有橫山、加藤、小林三公。蓋孝老弟三世兄欲携往日本求學。作書上省座。儀徵方孝吾、閩侯甘榕人來、均出門未晤。

九月二十七日壬申，晴。訪門協商董東行事。晚間故吏及舊雨爲我餞行，即墨段大令來。王委員□任來談戴朗軒本月四日在漢口被刺，現在吾贛省政問題討論頗詳。詣浙江義園，祭先文和公，告此次東行也。

九月二十八日癸酉，晴。穆蓋丞、方孝吾、鄭少卿來，椿姪自京師來。剃頭沐浴，往加藤處此行。方若老來，因出門未晤面，頗歉然。

(作者は京都大學人文科學研究所教授)